

令和7年度 第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時

令和8年2月13日（金）14時00分～15時20分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

（委員）

佐藤委員（専門分科会長）、上村委員（専門分科会長職務代理者）、大塚委員
尾木委員、小出委員、佐瀬委員、鈴木委員、田中委員、中原委員、松本委員
山下委員

（市職員）

川端健康福祉局長、鈴木こども家庭部長、小澤地域子育て部長
狩野こども政策課長、吉澤こども家庭支援課長、横山児童相談所開設準備課長
渡邊保育入園課長、三輪保育運営課長、高山地域保健課長、その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 渡邊課長補佐
山本主任主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選任について
 - （2）保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について
 - （3）船橋市児童福祉審議会の設置について（報告）
 - （4）船橋市こども計画（案）について（報告）
 - （5）市児童相談所及びこども家庭センターの設置について（報告）
 - （6）5歳児健康診査について（新規事業）（報告）
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者1名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和7年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は2時間程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。指名を受けましたら、手上げ機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、今年度1回目の会議となりますので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

(委員紹介)

続きまして、市側の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは資料の確認をさせていただきます。

1点目、会場席次表

2点目、配付資料一覧

3点目、次第

4点目、(資料1) 保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について

5点目、(参考資料) 各施設の計画概要

6点目、(資料2) 船橋市児童福祉審議会の設置について

- 7点目、(資料3-1) 船橋市こども計画(案)について
 - 8点目、(資料3-2) 船橋市こども計画(案)
 - 9点目、(資料3-3) 船橋市こども計画 やさしい版(案)
 - 10点目、(資料4) 市児童相談所及びこども家庭センターの設置について
 - 11点目、(資料5) 5歳児健康診査について(新規事業)
- の11点になります。

不足はございませんでしょうか。不足がある場合には、予備の資料をお渡しいたしますので、お知らせください。

本日の会議の進行などについてのご案内は、以上です。

2. 議題等

○事務局(こども政策課長補佐)

本日の会議につきまして、船橋市社会福祉審議会運営要綱第3条第4項の規定により、専門分科会長が議長を務めることとされておりますが、令和6年度、専門分科会長を務めていただいております佐藤委員の任期が令和7年9月30日付で満了したことで、専門分科会長としての任期も満了となっております。現時点で専門分科会長が不在となっていることから、専門分科会長が決まるまでの間、健康福祉局長が仮議長として会議を進行することとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、川端健康福祉局長、よろしくお願いいたします。

○仮議長(健康福祉局長)

仮議長を務めさせていただきます、健康福祉局長の川端でございます。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は、15名の委員のうち、11名の方々にご出席をいただいておりますので、船橋市社会福祉審議会運営要綱第4条第1項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」とさせていただきます。傍聴者の定員につきましては、10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

本日は1名の傍聴者の方がいらっしゃいます。

それでは、ここで傍聴者の方に入場させていただきます。

(傍聴者入場)

傍聴者の方におかれましては、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴いただくようお願いいたします。

(1) 専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選任について

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、1つ目の議題です。船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の専門分科会長につきましては、船橋市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。

どなたか自薦、他薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○尾木委員

（挙手）

○仮議長（健康福祉局長）

では、尾木委員、発言をお願いいたします。

○尾木委員

委員の尾木でございます。よろしくをお願いいたします。

もし、自薦の方がいらっしゃらないようでしたら、推薦をさせていただきたいのですが、専門分科会長は佐藤委員に引き続きお願いできたらいいのではないかと思います。

佐藤委員は、保育学を専門とし、子育てに関する様々な社会的活動をされているなど、児童福祉施策の推進にご尽力されています。また、これまでも専門分科会長として、ご自身の知見を遺憾なく発揮し、会議を運営してこられた実績もございましたので、引き続き佐藤委員に専門分科会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

ただいま、尾木委員より専門分科会長に佐藤委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、佐藤委員に専門分科会長をお願いしたいと思います。

佐藤会長につきましては、あちらにあります専門分科会長席にご移動をお願いします。

（専門分科会長席へ移動）

それでは佐藤会長、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤専門分科会長

改めまして、皆様、こんにちは。

今回、引き続き専門分科会長を仰せつかりました千葉大学の佐藤と申します。
船橋市のこどもたちが健康で健やかに成長できる環境作りを委員の皆様と共に取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、佐藤会長にお願ひいたします。

○佐藤専門分科会長

続きまして、専門分科会長職務代理者についてですが、専門分科会長職務代理者は、船橋市社会福祉審議会運営要綱第3条第5項の規定により、専門分科会長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。専門分科会長職務代理者は、上村委員にお願ひしたいと思ひます。

上村委員は、こども家庭福祉の分野を専門としてご研究されており、教育・保育や社会的養護など幅広い知見を有しておられます。また、他の附属機関の子ども・子育て会議では会長を務めており、ご自身の知見を遺憾なく発揮し、会議を運営してこられた実績もごございますので、専門分科会長職務代理者として適任だと思ひます。

皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤専門分科会長

それでは、上村委員に専門分科会長職務代理者をお願ひしたいと思ひます。

上村委員は、こちらにあります専門分科会長職務代理者席へ移動をお願ひします。

（専門分科会長職務代理者席へ移動）

それでは上村委員、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○上村委員

改めまして上村と申します。よろしくお願ひいたします。

船橋市のこどもたちの最善の利益をしっかりと考えながら微力ではありますが尽力して参りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

（2）保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について

○佐藤専門分科会長

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の2点目、「保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」です。

議題の説明の前に、事務局からご説明があるとのこと。

こども政策課長、よろしくお願いいたします。

○事務局（こども政策課長）

こども政策課長です。

議題の説明に入ります前に、委員の皆様、提案がございます。

次の議題では、保育所等の認可に係るご意見をいただくことになっております。その中で資料1の2ページに記載されております、「⑤幼保連携型認定こども園若松幼稚園」についてでございますが、本会議の委員であります尾木委員が当該施設の理事長を務めていらっしゃいます。

このように、ご審議いただく案件が委員ご本人に直接関係のある事案については、審議会の職務の公正な執行を担保するため、「除斥」、つまり審議から一時的に外れていただくことをご提案させていただきたいと思っております。

具体的な除斥の方法としましては、担当課より、ひと通り議題の説明をさせていただいた後、初めに、「若松幼稚園」以外の施設や事業の認可に関して、ご出席委員の皆様にご審議いただいた後、尾木委員には一度ご退席いただき、他の委員の方々に、「若松幼稚園」についてご審議いただきます。「若松幼稚園」についてのご審議が終わりましたら、尾木委員には再度入室していただくこととなります。

説明は、以上です。

○佐藤専門分科会長

説明ありがとうございました。

事務局から、尾木委員が「若松幼稚園」の審議に関して、当該施設の「理事長」となっていることから、一旦、審議から外れていただくことのご提案がありました。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤専門分科会長

それでは、本議題は、今事務局から説明があったとおりに議事を進めさせていただきます。

改めまして、「保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」を議題とします。

では、保育運営課長、議題の説明についてよろしくお願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課です。

それでは、資料 1 に基づき「保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業 A 型の認可に係る意見聴取について」をご説明いたします。

資料 1、2 ページと 3 ページをご覧ください。

本年 4 月 1 日に開設を予定する保育所 4 施設、幼保連携型認定こども園 1 施設、小規模保育事業 A 型 6 施設の計画について、名称、運営主体、所在地、地域、定員、基準園庭の有無等を記載してございます。この 11 施設について、本日、皆様にご意見をお伺いするものです。

なお、今回ご説明させていただく対象施設数が多く、会議時間が限られておりますことから、説明は基本的には資料 1 を用いて行いたいと思います。各施設の計画概要は参考資料として添付いたしましたので、該当施設のページを開きながら併せてご確認いただければと思います。

各施設の概要をご説明させていただきます。

はじめに保育所から、①「つだぬま保育園」でございます。

参考資料は 2～5 ページをご参照ください。

運営事業者は、「社会福祉法人長春会」であり、施設所在地は東部地区にございます。

「定員」については、合計 70 名の定員を設定します。

「基準園庭」については、園庭は設けるものの、面積が屋外遊技場の基準を下回るため、代替地として前原西公園を使用します。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、駐輪場のみ確保しております。

以上、「つだぬま保育園」についての説明となります。

続いて、②「AIAI NURSERY 船橋前原」でございます。

参考資料は 6～9 ページをご参照ください。

運営事業者は、「AIAI Child Care 株式会社」であり、施設所在地は東部地区にございます。

「定員」については、合計 60 名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保しております。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、ともに確保しております。

以上、「AIAI NURSERY 船橋前原」についての説明となります。

続いて、③「船橋馬込沢西雲母保育園」でございます。

参考資料は 10～13 ページをご参照ください。

運営事業者は、「株式会社モード・プランニング・ジャパン」であり、施設所在地は西部地区にございます。

「定員」については、合計 60 名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保できないため、代替地として上山町 3 丁目 3 号子供の広場を使用します。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、ともに確保しております。

以上、「船橋馬込沢西雲母保育園」についての説明となります。

続いて、④「すくすくの杜コトニア西船橋園」でございます。

参考資料は14～17ページをご参照ください。

運営事業者は、「社会福祉法人すくすくどろんこの会」であり、施設所在地は西部地区でございます。

「株式会社グローバルキッズ」を運営主体とする「グローバルキッズコトニア西船橋園」について、事業譲渡による設置者の変更に伴う認可の廃止及び再認可となります。

なお、本市において事業譲渡等が行われた事例としては、今回が4例目となります。

「定員」については、合計90名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保しております。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、駐輪場のみ確保しております。

なお、事業譲渡となりますが、定員の内訳などに変更はなく、退職する一部の職員を除き、職員は新法人に転籍するとのことですので、在園児への影響は、ほぼ無いものと考えております。

以上、「すくすくの杜コトニア西船橋園」についての説明となります。

続いて、⑤「幼保連携型認定こども園若松幼稚園」でございます。

参考資料は18～21ページをご参照ください。

本計画は、「学校法人船橋雙葉学園」が現在市内で運営している、「若松幼稚園」の園舎をそのまま活用して、認定こども園へ移行する計画となっております。

「定員」については、現在の幼稚園と同様に年少から年長に相当する3歳から5歳までの定員設定となっており、1号認定90人、2号認定24人、全体で114名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保しております。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、ともに確保しております。

以上、「幼保連携型認定こども園若松幼稚園」についての説明となります。

続いて小規模保育事業のご説明をいたします。資料1の3ページをご覧ください。

⑥「ハートフルキッズ習志野台保育園」でございます。

参考資料は22～25ページをご参照ください。

運営事業者は、「株式会社パワーネット・フィールド」であり、施設所在地は東部地区でございます。

「定員」については、合計19名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保しております。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、ともに確保しております。

「連携施設の設定状況」ですが、連携施設については、小規模保育事業は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるように連携施設を確保する必要がある、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園児の受入れ」の3項目の連携施設を設定する必要があります。

本計画では、「保育支援」及び「代替保育」についてはハートフルキッズ馬込沢保育園、「卒園児受入」についてはアトリエバレーナ幼稚園が連携先となる予定となっております。

す。

以上、「ハートフルキッズ習志野台保育園」についての説明となります。

続いて、⑦「ハートフルキッズ塚田保育園」でございます。

参考資料は26～29ページをご参照ください。

運営事業者は、「株式会社パワーネット・フィールド」であり、施設所在地は西部地区でございます。

「定員」については、合計19名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保しております。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、ともに確保しております。

「連携施設の設定状況」については、本計画では、「保育支援」及び「代替保育」についてはハートフルキッズ馬込沢保育園、「卒園児受入」についてはコスモス幼稚園が連携先となる予定となっております。

以上、「ハートフルキッズ塚田保育園」についての説明となります。

続いて、⑧「プチリック船橋駅北口園」でございます。

参考資料は30～33ページをご参照ください。

運営事業者は、「リックキッズ株式会社」であり、施設所在地は南部地区でございます。

「定員」については、合計19名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保できないため、代替地として本町北公園を使用します。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、駐輪場のみ確保しております。

「連携施設の設定状況」については、本計画では、「保育支援」及び「代替保育」についてはプチリック芝山園、「卒園児受入」については船橋幼稚園が連携先となる予定となっております。

以上、「プチリック船橋駅北口園」についての説明となります。

続いて、⑨「プチリック二和向台園」でございます。

参考資料は34～37ページをご参照ください。

運営事業者は、「リックキッズ株式会社」であり、施設所在地は北部地区でございます。

「定員」については、合計19名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保できないため、代替地として三咲西公園を使用します。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、ともに確保しております。

「連携施設の設定状況」については、本計画では、「保育支援」及び「代替保育」についてはプチリック芝山園、「卒園児受入」については二和ひつじこども園が連携先となる予定となっております。

なお、「卒園児受入」については、本来2歳児の認可定員8名を受け入れる体制とすべきですが、二和ひつじこども園は2名まで受け入れ可能であり、残り6名分の受け入れ施設は現在調整中でございます。

以上、「プチリック二和向台園」についての説明となります。

続いて、⑩「プチリック本町通り園」でございます。

参考資料は38～41ページをご参照ください。

運営事業者は、「リックキッズ株式会社」であり、施設所在地は南部地区でございます。

「定員」については、合計19名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保できないため、代替地として本町中央公園を使用します。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」については、駐輪場のみ確保しております。

「連携施設の設定状況」については、本計画では、「保育支援」及び「代替保育」についてはプチリック芝山園、「卒園児受入」については船橋幼稚園が連携先となる予定となっております。

以上、「プチリック本町通り園」についての説明となります。

続いて、⑪「エンゼルありあ保育園二和向台」でございます。

参考資料は42～45ページをご参照ください。

運営事業者は、「有限会社キリオン」であり、施設所在地は北部地区でございます。

「定員」については、合計12名の定員を設定します。

「基準園庭」については、基準を満たす園庭を確保できないため、代替地として咲が丘3丁目公園を使用します。

送迎用の「駐車場及び駐輪場」についてはともにございません。

「連携施設の設定状況」については、本計画では、「保育支援」及び「代替保育」についてはえんぜるナーサリー初富、「卒園児受入」については高根台文化こども園が連携先となる予定となっております。

なお、「卒園児受入」については、本来2歳児の認可定員6名を受け入れる体制とすべきですが、高根台文化こども園は2名まで受け入れ可能であり、残り4名分の受け入れ施設は現在調整中でございます。

以上、「エンゼルありあ保育園二和向台」についての説明となります。

この11施設について、ご説明いたしました事項以外についても、認可基準に適合するよう適切に計画されていることを確認済みであることを申し添えます。

以上、各施設の概要をご説明させていただきました。

続きまして、資料1の4ページをご覧ください。

こちらは、船橋市全域における、各施設の計画地の位置を示す図となっております。

東西南北中央と5つの行政ブロックを黒の実線で分けた図となっております。今回ご意見をお伺いする保育所が、西部地域と東部地域に2園ずつ、幼保連携型認定こども園は、南部地域に1園、小規模保育事業A型は、南部地域に2園、西部地域に1園、東部地域に1園、北部地域に2園となっております。

続いて、5ページをご覧ください。本市における待機児童の状況について説明いたし

ます。

こちらは、令和7年4月1日現在における地区別の待機児童数一覧となります。

表示は待機者の第1希望のみ的人数で、本市の基準により算定しています。

市全体の待機児童数は666人となり、「幼保連携型認定こども園若松幼稚園」、「プチック船橋駅北口園」及び「プチック本町通り園」が位置する南部においては、1、2歳児においてそれぞれ92人と31人の待機児童が発生しております。

「船橋馬込沢西雲母保育園」、「すくすくの杜コトニア西船橋園」及び「ハートフルキッズ塚田保育園」が位置する西部地区においては、1、2歳児においてそれぞれ122人と50人の待機児童が発生しております。

「つだぬま保育園」、「AIAI NURSERY 船橋前原」及び「ハートフルキッズ習志野台保育園」が位置する東部地区においては、1、2歳児においてそれぞれ98人と41人の待機児童が発生しております。

「プチック二和向台園」及び「エンゼルありあ保育園二和向台」が位置する北部地区においては、1、2歳児においてそれぞれ40人と17人の待機児童が発生しております。

以上のことから、待機児童が多く発生した地域として、各施設の必要性があるものと考えております。

説明は、以上となります。ご審議いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤専門分科会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、まずは、資料1の2～3ページに記載のナンバー①～④及びナンバー⑥～⑩の施設・事業の認可に関して、ご質問、ご意見等ございましたら会場の方は挙手をお願いいたします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

松本委員お願いします。

○松本委員

小児科医の松本でございます。

3点、質問がございます。

1点目です。いま、保育士の確保がどこの園でも難しいと聞いている中で、これだけの新しい園が開くということは人員の確保がとても大変だろうと思いますが、この人員確保に関して4月から開園できるような体制が整っているのかというのが1点目です。

2点目、小規模保育園の卒園児の受け入れが幼稚園になっている園がいくつかあると思うのですが、これは預ける保護者の方のニーズに合っているのでしょうか。要は、受け入れる幼稚園で長時間の保育を行えるような体制があるのでしょうか。

3点目です。譲渡が市内で4件目だとおっしゃっていましたが、詳しい理由が知りたいということではないのですが、市内で継続的に保育の場を提供していく上で解決すべき課題がそこになかったのかということを知りたいと思います。

お願いします。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。回答をお願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課です。

まず、1点目の保育士の確保状況についてでございます。

現段階においてそれぞれの施設の基準上の必要配置数は、概ねクリアしている施設が多い状況でございますが、小規模保育事業所の⑧⑨⑩のプチック3施設については、1人程度足りない状況になっておまして、引き続き確保に向けて募集に取り組んでいるという報告を受けております。これについては月に2回ほど進捗を確認しておりますので、これからも継続して参ります。

その他の施設についても各計画で配置予定になっている人数については引き続き、採用に取り組んでいくと聞いております。

続いて、小規模保育事業所について卒園児の受け入れ先が幼稚園になっているところの対応ということですが、現在、市内の幼稚園については通常の教育時間に追加して預かり時間を設定しておりますので、その辺りのニーズについてはカバーできると考えております。

最後にコトニアの事業譲渡についてですが、理由としては会社のほうで規模や収支状況の状況で、そういった施設全体を分析した中で中長期的に堅調な運営が見込まれるエリアに経営資源を集中させたいということで今回、事業譲渡ということになりましたが、引き継ぐ社会福祉法人どろんこ会につきましても他市においても23施設ほどやっているかなり大きな事業体になりますので、ここについても職員の大多数が引き継がれるということなので問題なく運営ができるものと考えております。

以上です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。松本委員よろしいでしょうか。

○松本委員

1番の人員確保に関しては、医療現場でもよく言われることなのですが、結局新しいところに人が引っ張られて既存のところでは人が足りなくなると。エリアに新しいところが開園するということは、そういうことも起きかねないということなので、市内全体で人手が足りているのか、どうしたらいいのかという点を引き続きお願いしたいと思えます。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

佐瀬委員お願いします。

○佐瀬委員

佐瀬です。

外国人のこどもが結構増えていると思うのですが、待機者の中にはいらっしゃるのかどうか、各園での受け入れはどういう状況なのかということを知りたいと思います。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。外国籍のお子さんに対する受け入れのところのご回答をお願いします。

○保育入園課長

保育入園課です。

外国人のお子さんが在園児に増えているというのはおっしゃるとおりで、市全体で外国人の方が増えているので、保育所の在園児にも外国人の方が増えてきているというところで、現状、私立園、公立園合わせて、入園されている中で外国人の世帯比率が大体6%くらいいらっしゃるということで、世帯数でいうと700世帯くらいいらっしゃる状況です。ここ5年間だけで見ても1%程度増えている状況です。

待機の方の中にどれだけの方が含まれているのかというのは、把握はできていない状況です。

以上です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。

○保育運営課長

保育運営課でございます。

待機の中にといい情報ではないのですが、公立保育園で外国人が多いエリアというのは、ある程度傾向がありまして、14号沿いの海側に所在している園に外国人の方が多い傾向がございます、3割弱のところや10%を超えているようなところ、一方でそうでないところは1%台の在籍という、エリアによって幅があるというのが実態でございます。参考までに。

以上です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ナンバー①～④及びナンバー⑥～⑪の施設・事業について、市長が認可することを適当とする意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

続いて、資料2ページに記載のナンバー⑤の施設の認可に関する審議になります。恐れ入りますが、尾木委員は、一時的にご退席をお願いいたします。

(尾木委員 退席)

○佐藤専門分科会長

それでは、ナンバー⑤の施設の認可に関して、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

○佐藤専門分科会長

それでは、ナンバー⑤の施設について、市長が認可することを相当とする意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤専門分科会長

異議なしと認めます。ありがとうございました。

それでは、尾木委員にお入りいただきたいと思います。

(尾木委員 入室)

(3) 船橋市児童福祉審議会の設置について (報告)

○佐藤専門分科会長

続いて議題の3点目、「船橋市児童福祉審議会の設置について (報告)」です。

こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

議題3「船橋市児童福祉審議会の設置について」ご説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

令和8年7月に船橋市は児童相談所設置市となります。

これにより、児童福祉法等に規定される、児童の権利擁護、里親の認定、児童福祉施設等に関する事項を専門的に調査・審議する「児童福祉審議会」を新たに設置したいと考えています。

現在、審議会を設置するための議案を市議会に提出しておりますが、議決をいただけ

れば、社会福祉審議会児童福祉専門分科会を廃止し、児童福祉審議会でその調査審議事項を引き継ぎます。

児童福祉審議会には 4つの部会を設ける予定であり、そのうちの「施設部会」が、社会福祉審議会児童福祉専門分科会がこれまで調査審議してきた事項を基本的に引き継ぎます。

現在、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様には、児童福祉審議会の委員として、施設部会の所属としていただき、引き続きご協力をお願いしたいと考えております。

今後、各ご所属団体に個別説明・推薦のご相談、また、学識経験者の方には、ご本人様に個別にご相談をさせていただく予定でございます。

今後引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○佐藤専門分科会長

ご説明、ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(4) 船橋市こども計画（案）について

○佐藤専門分科会長

それでは、続いて議題の4点目、「船橋市こども計画（案）について」です。

こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

それでは、議題4「船橋市こども計画（案）について」

計画案については、条例により設置している会議体である「船橋市子ども・子育て会議」において、ご意見を伺いながら策定を進めてまいりました。

児童福祉に関わる計画であるため児童福祉専門分科会でもご報告をさせていただきます。

資料は3-1「船橋市こども計画（案）について」、3-2「船橋市こども計画（案）」、3-3「船橋市こども計画のやさしい版（案）」となります。

それでは、まず資料3-1「船橋市こども計画（案）について」に従いご説明いたします。

2ページをご覧ください。

この計画は、昨年度の児童福祉専門分科会においてもご報告いたしました現行計画である第3期計画等「第3期子ども・子育て支援事業計画等」の内容を整理して再掲し、新たな要素として、こども大綱で重視されている、こども・若者からの意見聴取の取り組みや、こども・若者育成支援推進法に基づく若者支援などを新たな要素として盛り込んでおります。

なお、教育・保育の量の見込みなどについて、第3期子ども・子育て支援事業計画等を参照することとしております。

3ページをご覧ください。

「船橋市子ども計画の概要」として、まず、目次を記載しています。

「第4章 施策の展開」の右側にあります、「基本施策12 子ども・若者の社会参画のための環境づくり」や「第5章 計画の推進」に「3. 子ども・若者の意見聴取」などを新規で追加しております。

4ページをご覧ください。

「第1章 計画策定の背景と趣旨」でございます。

「子ども基本法第10条第2項」には、「市町村は、子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して『市町村子ども計画』を定めるよう努めるもの」とされており、今回、策定した計画は、この市町村子ども計画として位置づけることを記載しています。

5ページをご覧ください。

計画期間は令和8年度から11年度までの4年間としております。

6ページをご覧ください。

「第2章 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く状況」です。

船橋市の現状を示す統計データを記載しています。

総人口は増加している一方で、0歳から11歳人口は減少傾向にあり、合計特殊出生率も減少傾向にあります。

7ページをご覧ください。

合計特殊出生率の推移です。

本市の合計特殊出生率は令和2年以降減少傾向にあります。

8ページをご覧ください。

「第3章 計画の基本的な考え方」です。

この計画は、第3期計画等の骨格を変更せず、計画の対象範囲を拡大するものであることから、「基本理念」と「基本方針」には、「全ての」や「若者」という表現を加えることで計画の範囲を拡大いたしました。

基本理念については、第3期計画等では、『「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』としていたものを『「全ての子ども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして』といたしました。

また、「基本方針1」に「子ども・若者の権利が等しく尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる環境を整備することが必要。」であること、「基本方針3」には「社会への参画」や「子ども・若者が自分らしく生き生きと生活し健やかに育つことのできる環境づくりを進める」とし、第3期計画等よりも若者を含む幅広い意味を持たせました。

「基本施策」の「1」から「11」については、第3期計画等で掲載しているもので内容に変更はありません。

今回、新たに「基本施策12 子ども・若者の社会参画のための環境づくり」を追加いたしました。

9ページをご覧ください。

「ライフステージに応じた切れ目のない支援」です。「こども大綱」では、ライフステージに応じた切れ目のない支援が重要とされており、この表は、第4章の各基本施策を推進することにより、切れ目のない支援を推進していくことを示しております。

10ページをご覧ください。

第4章では、12の基本施策を掲載しております。

各基本施策の紙面構成は、第3期計画等から変更しておらず、現状や背景、現状から考える課題、施策における主な取り組みと指標、関連する取り組みを基本としています。

なお、基本施策1から11については、第3期計画等から大きな変更はございません。

11ページをご覧ください。

今回新たに追加した「基本施策12 こども・若者の社会参画のための環境づくり」について、ご説明いたします。

この基本施策はこども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進すること、こども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行うこととしています。

主な取り組みにつきましては、1点目は「こども・若者の意見表明の機会の提供」です。こども・若者自身に、まちづくりの担い手であることを意識してもらい、意見表明の機会を提供することにより、こども・若者の社会参画を推進することとしています。

2点目は「こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実」です。

多様化するこども・若者の困難な事例に対応するため、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。社会全体でこども・若者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるための普及啓発に取り組むとともに、悩み、不安を気軽に相談することのできる体制づくりに努めることとしております。

基本施策12の説明は以上となります。

最後に12ページ「計画の推進」をご覧ください。

第3期計画等と同様に「計画の進行管理」は、子ども・子育て会議で行うこと、「計画の推進とともに対応を検討する事項」として、教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みが実績と乖離した場合、必要に応じて見直しを行うこと、教育・保育施設や地域型保育事業において特定の地域で供給過剰が見込まれる場合などには、供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討することを記載しています。

また、新たに、「こども・若者の意見聴取」を掲載し、計画の推進にあたって、こども・若者からの意見を表明する機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、配慮や工夫に努めることといたしました。

本計画案は、今年の12月11日から1月14日までパブリック・コメントを実施しております。

来週火曜日に開催予定の『子ども・子育て会議』に、最終的な計画案をお示しし、今年度中の計画策定を目指します。

来年度以降、進捗管理をしっかりと行い、引き続き、こども・若者・子育て家庭の環境整備・充実に努めてまいります。

続いて、資料3-3「船橋市こども計画やさしい版(案)」をご覧ください。

こちらは、こども・若者への意見聴取の取り組みの一環として行ったもので、こども・

若者向けに計画内容を分かりやすくまとめたものです。

本編の内容を平易な表現とし、難しすぎる内容とならないよう、見やすさ、理解しやすさを重視して作成をしております。

このやさしい版については、デザインや微修正を加えたうえで、こども計画の策定と合わせて公開する予定です。

こども政策課の説明は以上です。

○佐藤専門分科会長

ご説明、ありがとうございました。

それでは、「こども計画（案）について」ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特段ご意見がないようでしたら、次の議題に進ませていただきます。

（５）市児童相談所及びこども家庭センターの設置について（報告）

○佐藤専門分科会長

続いて議題の５点目、「市児童相談所及びこども家庭センターの設置について（報告）」です。

児童相談所開設準備課よりご説明をお願いいたします。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課長の横山と申します。よろしくをお願いいたします。

児童相談所開設準備課からは「市児童相談所及びこども家庭センターの設置について」ご説明させていただきます。

まず、児童相談所の設置でございます。船橋市では、「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取組を進めております。

主な経緯と進捗状況でございます。

令和３年４月に整備地及び敷地面積を決定いたしました。その後、様々な過程を経まして、今現在、令和８年３月に建物のほうが竣工予定ということでやっております。

令和８年７月に市の児童相談所を開設ということで予定しております。

現在の状況と今後の予定です。

施設整備につきまして、令和６年７月に建設工事に着手し、令和７年３月に基礎工事が完了、１０月に地上躯体工事が完了。現在は内装工事も終了いたしまして、各設備の試運転などの点検を行っている状況です。また、再生可能エネルギーの活用を図るために建物屋上の一部に太陽光発電設備を設置いたします。竣工は令和８年３月末を予定しており、４月から３か月間の開設準備期間を経て、計画どおり令和８年７月１日の開設を予定しているところです。

続きまして、人材確保・育成でございます。

児童相談所に必要な職員は多岐・多数にわたることから、総務部と協議の上、開設ま

での計画的な配置（採用）を進めるとともに、職員を他自治体児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなどの育成を図っております。現在のところ予定どおりの職員配置ができる見込みというところです。また、常勤職員として、弁護士及び精神科医の配置を予定しております。

システム構築です。

児童相談所の開設に向け、相談記録作成など児童相談所業務に係るシステムを令和6年度に導入し、令和7年3月から家庭児童相談室にて使用しております。

当該システムは、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加えまして、持ち運び可能な端末（iPad）で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。また、チャット機能を用いまして外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告・相談を行え、適切な判断・指示が可能になりました。現在は児童相談所の開設に向け、里親や一時保護所に関わる業務など、独自の児童相談システムの機能拡充を行っているところでございます。

続きまして、里親等啓発でございます。

一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護を担っていただく里親を確保するため、令和5年度より市独自で里親説明会を実施しております。令和7年度は説明会のほか、新たに商業施設にて里親制度普及啓発を目的としたイベントの実施や、市ホームページ等に掲載する里親制度普及啓発用の動画を作成しております。この動画は、実際に活動している里親の方や里子として育った方のインタビューをメインに、里親制度について分かりやすく説明してございます。後ほどお時間がある場合は、下の二次元コードでYouTubeに移動できますので、ご覧いただけたらと思います。

3ページに移りまして、市児童相談所整備の概要でございます。

建設地につきましては、船橋市若松2丁目3番61号、下に周辺図がございますけれども、JR南船橋駅から徒歩約6分のところがございます。敷地面積が3,086.21平方メートル、構造規模は、鉄筋コンクリート造、地上3階、延べ面積3,615.61平方メートル。一時保護所定員は32名というところでございます。

下の図はパースのイメージ図ということで載せてございますので、ご覧いただければと思います。4ページになりますと、これは進捗状況の写真ということで、上の航空写真につきましては1月14日に撮影したものでございます。屋上のところは現在工事している状況になっておりまして、3階の小さく飛び出したところが体育館でございます。上の航空写真の右側、北東のほうになるかと思いますが、そちらが正面玄関になりまして、その下の写真が正面の写真でございます。

5ページになりまして、「こども家庭センターの設置」です。

こども家庭センターとは、母子保健に関する各種の相談に応じる「子育て世代包括支援センター」、それと児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織としてポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪とした子育て家庭に対する相談支援を実施する機関といたしまして、改正法にて新たに位置づけられた相談支援機関となります。

本市のこども家庭センターでは、2つの機能に加えまして、現在こども家庭支援課で

行っておりますヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定してございます。こども家庭センターにつきましては令和8年4月1日、市役所本庁社舎内に開設を予定してございます。

2番といたしまして、児童相談所との役割分担です。

市の児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当いたします。

こども家庭センターのほうでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当いたします。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しております。

なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で状況が変わっていくケース等につきましては、逐一市児童相談所と情報を共有いたしまして、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要になった場合には、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど、切れ目のないシームレスな連携を行ってまいります。

最後に6ページで連携につきまして図で示しておりますので、ご覧いただければと思います。

児童相談所開設準備課からは以上となります。

○佐藤専門分科会長

ご説明ありがとうございました。

それでは「市児童相談所及びこども家庭センターの設置について（報告）」に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

上村委員お願いします。

○上村委員

上村です。ご説明ありがとうございました。

5ページのこども家庭センターと児童相談所の役割分担についてお聞きしたいのですが、まず1点目が、直接、保護者なりがそれぞれの窓口で相談に行ったときに、例えば児童相談所で扱うのではなく、こども家庭センターの内容だなというのは、インテイクをきちんとして振り分けをするということかと思うのですが、そのインテイクの共通の認識みたいなものがないと、ここの部分は難しいかと思っていて、その点をお聞かせいただきたいです。

2点目は、例えば、児童相談所で受けたけれども、こども家庭センターのケースだろうと判断したときに、その連携がどのように取れるかという点も難しいと思っていて、ここをミスしてしまうと信頼関係の構築に至らないと思うのですが、そのあたりの基幹となる職員でしたり、どのようにしようとお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。それでは、ご説明をお願いいたします。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課でございます。

いま、いただいたご質問の1番と2番は共通した答えになる部分もあるかと思うのですが、まず、こども家庭センター、児童相談所で受けた案件につきましては、2か所が合同で受理会議を開くという形を取らせていただきたいと考えております。その中で、それぞれ、これがこども家庭センターの案件だ、これが児童相談所の案件だという振り分けをいたしまして、それぞれの機関で対応していくという形を取らせていただきたいと思います。ですが、どうしても通報する方がどちらの案件か分からないということは当然考えられますので、そういった形で2つの組織が共通した認識を持てるような会議を開いていくという形で対処していきたいと考えております。

以上です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他に、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

佐瀬委員お願いいたします。

○佐瀬委員

佐瀬です。

少し遡ってしまうのですが、相談窓口の時間って、学校に行っている時間ですよ。

こども達が相談するというのは難しいですよ。時間を広げるというのは難しいとは思いますが、こどもが相談できる時間帯に何とかできないかと思うのですが。

○佐藤専門分科会長

佐瀬委員、こちらの相談窓口（船橋市こども計画 やさしい版（案）8ページ）でよろしいでしょうか。

○こども政策課長

こども政策課です。

資料3-3の話でよろしいでしょうか。

資料3-3の話をさせていただきます。今回ですね、パブリック・コメントを実施したというところで、運用の中で15時以降の窓口というご意見がございました。それを反映いたしまして、まだ検討してご意見いただくことにはなると思うのですが、SOSダイヤルということで文科省の事業ですが、24時間ダイヤルがありますので、それを載せる予定でございます。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。

児童相談所の方は24時間連絡を取れるのでしょうか。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所を開設した後に関しましては、そういった通報等がありましたら24時間受けられるような形で対応して参ります。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(6) 5歳児健康診査について(新規事業)(報告)

○佐藤専門分科会長

続いて議題の6点目、「5歳児健康診査(新規事業)(報告)」です。

地域保健課よりご説明をお願いいたします。

○地域保健課長

地域保健課でございます。

5歳児健康診査についてご報告いたします。

来年度の新規事業となる5歳児健康診査です。

令和5年12月にこども家庭庁から5歳児健康診査の実施体制の整備について示され、令和6年度から実施に向けた協議を市医師会や関係機関と行ってまいりました。

これまで、3歳児健診のあと、就学時健診まで間が空いてしまい、就学時健診で発達特性など支援が必要とわかっていても、就学までの期間が短く、保護者も十分な検討や準備ができない状況でした。5歳児健診は満5歳となる児(年中)に実施することで、これらの課題を軽減することが期待され、同時に生活習慣や育児に関する保健指導も行うこととしています。

本市の幼児健診は法定健診である、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査を全数に集団健診と医療機関での個別内科健診の組み合わせで実施しておりますが、5歳児健診は集団健診での医師の確保が求められており、本市の5歳児人口を考慮すると、全数に集団健診を行うことは会場確保や医師等の確保が困難であることから、一段階目で質問票によるスクリーニングを行い、抽出された児に二段階目として医師が診察する集団健診を行うこととしました。この二段階方式については令和7年8月の国の通知で、医師の関与の元で行うことを前提に認められたところです。

令和8年度は5歳児全数、約5,000人を対象に質問票を送付し、質問票で抽出された児や未就園児、保護者が集団健診を希望する児等を対象に集団健診を実施します。

集団健診は年8回、保健センターを会場として実施します。集団健診の内容としては記載のとおりですが、個別の間診や診察、相談のみでなく、集団遊びを実施し、多職種で対応します。

フォローアップ体制としては、こども発達相談センター等各関係機関、医療機関と連携し、家庭環境の調整などは保健センターが関わって継続していくということで考えております。

ご報告は以上です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

それでは「5歳児健康診査(新規事業)(報告)」に関する、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小出委員お願いいたします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。ご説明ありがとうございました。

3点ほど、お伺いしたいと思います。

まず、1点目ですが転入者にもその都度、質問票を送るのかということです。もしその方が集団健康診査の対象となった場合、集団健診の8回の中でカバーできるのかなというのが少し気になります。

また、2点目としましては、先ほど二段階方式というご説明があったのですが、二段階方式で健診を受ける方は、多分、発達等に課題があるということで、保護者の中には知られたくないのではないかとということが想定されます。ですから、こうした方への配慮等についてはどうするのかということが気になります。

最後ですが、県内では成田市、我孫子市、習志野市で5歳児健康診査をやっているのですが、いずれの市でも歯科検診をやっているのですね。これらの市に住んでいれば歯科検診を受けられるのだけれども、船橋市では受けられないという弊害にはならないのかという点が気になりますので、3点ほどご質問させていただきます。

○佐藤専門分科会長

小出委員ありがとうございました。

地域保健課さん、ご回答お願いいたします。

○地域保健課長

1点目の転入者に質問票を送付するのか、8回でカバーできるのか、というご質問ですが、抽出時点で船橋市に住民票がある方はすべて対象にするのですが、その抽出時点をいつにするかは今検討中ではあります。実施時期は年度の後半に8回固めて実施する予定であります。なるべく、皆さんの5歳に近い年齢になるように、後半に8回実施する予定です。

転入者に関しては、転入前に5歳児健診を受けている可能性があるお子さんも中にはいらっしゃる場合もあるので、対象者の抽出時以外の、転入者の抽出のみを目的としたデータの更新作業というのは、今のところ行うことは考えていないのですが、市内の保育園とか幼稚園にご協力をいただきながら周知をはかって抽出のタイミングで対象と

ならなかった方も保護者等から申し出があれば、質問票をお送りして丁寧に対応していきたいと考えております。

それから2点目の、知られたくないというご希望があった場合の対応ですが、5歳児健診というのは、年齢的に発達特性のことにフォーカスされがちですが、私どもとしては1歳6か月健診とか3歳児健診とかと考え方は同じで、発達特性も含めた保健指導全般を行うということで、まず考えていることが前提となります。

3歳児健診等の法定健診の場合に、小出委員のご指摘のとおり、年に1、2件程度ですが、例えば重度の障害があって、他のお子さんと別に受けさせて欲しいとか、会場まで行くのが憚られるというような、お申し出になるという保護者もいます。そういう場合は保健センターの方で保護者と相談しながら対応させていただいています。

5歳児健診については、スクリーニングを行う際にすでに療育が行われているお子さんや、こども発達相談センターに関わっているお子さんというのは原則、集団健診は対象外となります。

ただ、保護者が集団健診を希望した場合、療育にはすでに通っているが、集団健診も受けたいですと保護者が希望した場合は、保健センターでの集団健診をご案内するという方法で考えております。そのため、小出委員のご質問にあった懸念は、5歳児健診に関してはないものと考えておりますが、ただ、療育を受けていないお子さんで発達に心配はあるけれども集団健診は受けたくないという保護者がいた場合は、保健センターで個別に対応する、必要により関係機関や医療機関におつなぎすることで対応していきたいと考えています。

もう1つが歯科健診のことで、本市の集団健診に歯科医師は配置いたします。歯科医師会に委託をして、全部の会場に配置するというのを考えておまして、未就園児や保護者が希望した場合には歯科健診を実施するというのを想定しております。

いま、小出委員から5歳児健診の先進市としてご紹介いただいた3市なのですが、まず成田市は、未就園児と保護者からの希望者を対象とした集団健診で年2回だけで、我孫子市は全員に集団健診はやっていますが、医師の診察がありません。歯科健診のみの集団健診になっていまして、未就園児だけ個別の医療機関をご案内するというやり方で、習志野市は公立の幼稚園、保育園に所属する児はその園でやっている内科健診に合わせて5歳児健診を実施して、それ以外のお子さんは医療機関での個別健診をご案内するという方針だと、調査時点に確認しております。

3市とも5歳児人口が1,000人前後の自治体ということもありまして、船橋市は5歳児健診が5,000人規模ということで、大規模な自治体で国が認める方式で本格的に実施する自治体というのは県内では船橋市が初ということになりますので、併せてご報告させていただきます。

以上でございます。

○小出委員

ご丁寧にありがとうございました。

大丈夫です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

松本委員お願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。

今のお話にもありましたが、船橋市は政令指定都市を除くと人口が1番多い都市で、そのような環境の中で、来年度から始めていただけるということで、関係者の皆様には本当に感謝申し上げます。

先日、千葉市の小児科の先生とお話したのですが、千葉市はまだなかなか進まないということで、本当に心強いと感じております。

船橋市で行われるのが二段階方式ということなのですが、一段階目が保護者のアンケートによる部分があるということで、ここで漏れる子の対策に関しては継続して検証し、いかに拾えるかということをやっていただけたらと思います。それには恐らく、普段通っている幼稚園や保育園との連携ですとか、幼稚園、保育園からの声も拾っていけるような、なんらかの体制を取っていただければと感じています。

1歳半健診、3歳児健診と同じように保健指導をとということでしたが、とても素晴らしいことだと思います。発達に課題があると思われるお子さんでも、実は生活習慣を整えるだけで、随分成長したり集団に適応できたりするということもあります。発達に関して難しい課題に取り組む、その一歩手前に基本的な生活習慣だとか身辺自立、そういったことの課題があるということに取り組んでいただけたら、保育園、幼稚園、その先の学校の現場もすごく助かるのではないかと感じます。

よろしく申し上げます。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

では、私の方から1点、今回の健診をしていただく二段階方式ということで、一段階目の質問票でいかに回答していただくか、ということがすごく重要かと思うのですが、大体どのくらいの質問数で所要時間をどのくらいで想定されているのかというところを教えていただけますでしょうか。

○地域保健課長

地域保健課長です。

いま、一段階目の質問票を整理しているところではあるのですが、5歳児健診マニュアルというのが国から示されておりまして、そこに問診票が載っています。その問診票は発達特性だけの質問ではなくて、例えば耳や目などの一般的な健診項目に関することも載ってまして、あとは保護者の保育の状況、養育の状況についての質問も載っていますので、それは採用するというのと、それに合わせてSDQ「子どもの強さと困難

きアンケート」というイギリスで開発された質問票なのですが、そのSDQと両方を併せて用いて軽度の発達に課題があると思われるお子さんも、なるべくスクリーニングして集団健診に呼べるように対策を整えようと思っています。

そうすると、ご心配のように質問数が多めにはなります。発達も含めた色々なことを多方面から聞くので、どうしても質問数が多くなります。本市は、1歳半と3歳については紙の大きい問診票で表と裏半分くらいまで書いていただくような細かい質問票なのですが、5歳児健診に関しては二次元コードをつけた質問票をお送りして、オンライン回答ができるような形にします。保護者の方が机と椅子がなくても時間を見ながら、合間で回答できるような環境を整えていきたいと考えております。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

やってみて、また色々と課題が出てくるとは思うのですが、丁寧に質問票を作成していただいているとご説明いただいて、安心しました。お願いいたします。

他はよろしいでしょうか。

3. 閉会

○佐藤専門分科会長

それでは、本日の議事は以上となります。ありがとうございました。

事務局から連絡事項などはありますか。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

議題の中でも説明をさせていただいたとおり、令和8年7月の児童福祉審議会設置に伴い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会は廃止となりますことから、今回が最後の会議となります。

委員の皆様におかれましては、これまで、大変お忙しい中ご出席をいただき、また、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

来年度以降につきましては、児童福祉審議会施設部会として引き続きご協力の程、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐藤専門分科会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。